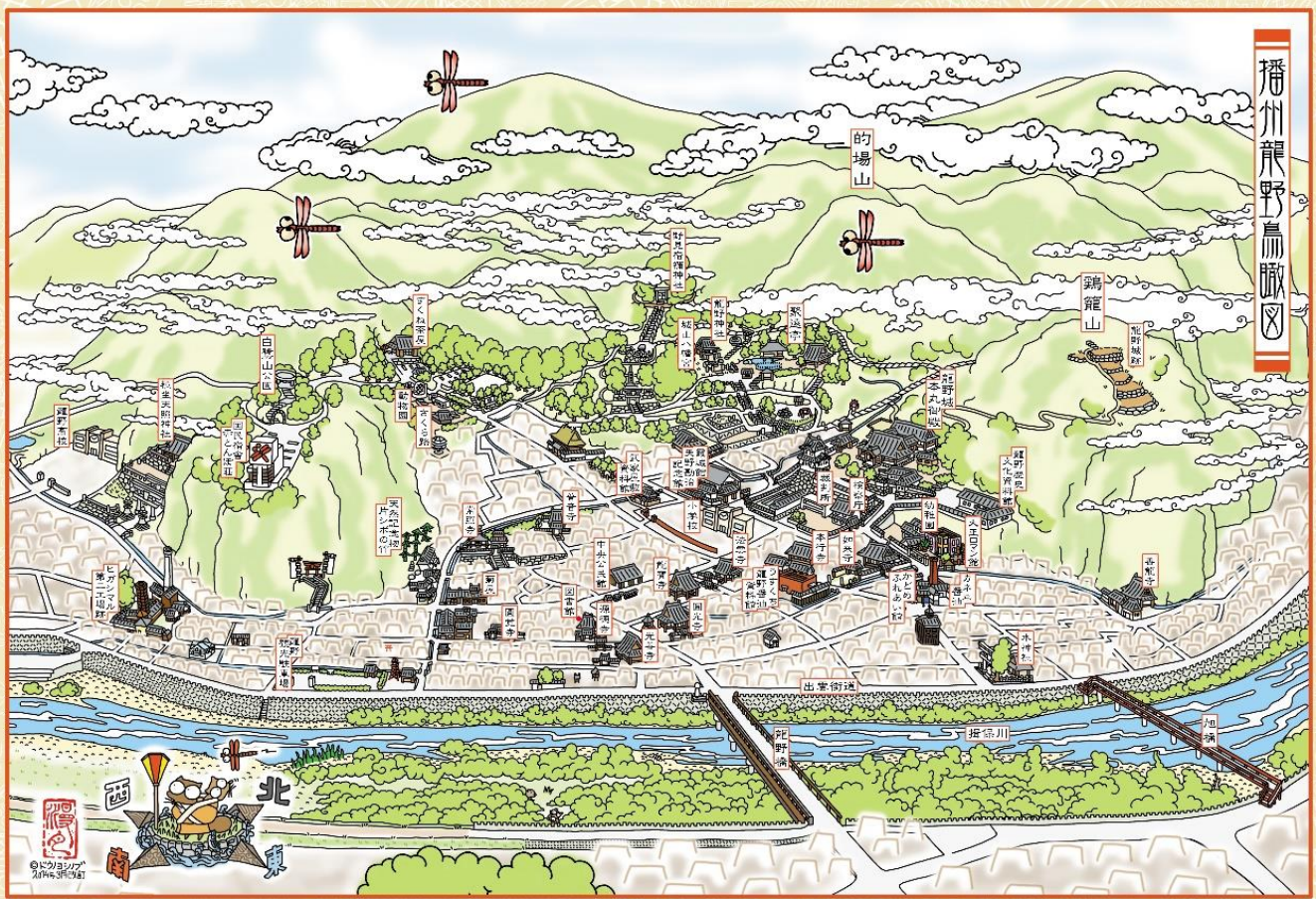


確かな納税 確かな未来

# 龍野納税だより

発行所  
 公益社団法人龍野納税協会  
 龍野納税貯蓄組合連合会  
 たつの市龍野町富永 702-1  
 TEL 0791-62-1700  
 協賛  
 龍野県税事務所



「播州龍野鳥瞰図」

一般社団法人なないろめがね 代表理事 堂野能伸氏 提供

今回は、京都精華大のマンガ学部の講師をされている堂野能伸氏に表紙を飾っていただきました。  
 龍野は、野見宿禰がいた頃もこんな様子だったのでしょか。

先生は有名な観光地のイラストマップを描かれたり、「はりま伝説夢物語」など多数の書籍を出版されたりと幅広く活躍されています。

## 年末調整についてのお知らせ

国税庁ホームページ「年末調整がよくわかるページ」において、年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、年末調整時に必要な各種申告書など様々な情報を提供していますので、是非ご利用ください。



## 確定申告説明会

日時 令和6年1月25日(木)10:00~12:00  
 場所 たつの市福祉会館4階 大会議室  
 講師 龍野税務署 個人課税第一部門担当官  
 ※確定申告をするに当たって留意すべき事項等について説明会を開催します。  
 入場無料です。(定員50名先着順)  
 お申込・問い合わせ 公益社団法人龍野納税協会



## 目次

令和5年度納税表彰他	2
納税協会青年部会活動報告	3
税の作文・書道・ポスター入選者	4・5
優秀作品の紹介	5・6
税理士会からのお知らせ	7
国税コーナー	
・税務署からのお知らせ	8~23
県税コーナー	
・県税事務所からのお知らせ	24~25
お知らせ	26~28



## 正しい申告と納税は市民社会のルールです

## 令和5年度 納税表彰

例年この菊花薫る候に举行される納税表彰式は、今年も諸般の事情により、執り行われませんでした。今年度は次の方々が受賞されましたので、お知らせします。

表彰を受けられました方々は、いずれも多年にわたり納税協会及び納税貯蓄組合連合会の組織の拡充と、事業運営の円滑化に努められるとともに、税知識の普及と納税道義の高揚に多大な貢献をされた方々であります。ここに多年の御努力に対し敬意を表しますとともに、御榮譽を心からお喜び申し上げます。

☆納税表彰受彰者（敬称略・五十音順）

## [表彰]

## ◎龍野税務署長表彰

秋田 博史（宍粟市一宮町）  
（公益社団法人龍野納税協会常任理事）

## ◎近畿納税貯蓄組合総連合会感謝状

金輪 学（たつの市新宮町）  
（龍野納税貯蓄組合連合会監事）



## 藍綬褒章受彰

公益社団法人龍野納税協会常任理事 片岡 孝次 氏  
（龍野コルク工業株式会社 代表取締役）

去る5月、常任理事 片岡 孝次 氏が産業振興功勞により藍綬褒章を受彰されました。本当におめでとうございます。

## 納税協会 新青年部会長就任

このたび土井前部会長より青年部会長を引き継がせていただきました森口製粉製麺の森口暢啓と申します。入会させていただいてからこれまで会の活動に貢献できたとは言い難く不十分な点も多々ありますが、この2年の任期を精一杯努め、微力ながら会の発展と地域社会の発展に寄与して参ります。どうぞよろしく願いいたします。

青年部会の活動は、講師として地域の小学校を訪問し税に関する啓蒙活動を行う租税教室や、税務署広報活動としての市民まつり出店補助、会員相互の親睦を深める事業などがありますが、これらの活動を充実させていくためにも、まずは減少し続けている会員の増強を進める必要があると考えています。同世代の会員同士が互いに学びの機会を得ながら、和気藹々と楽しく活動している青年部会に、是非とも皆様からの新規会員のご紹介をお願いいたします。

最後になりましたが、会員の皆様のご事業の発展繁栄をご祈念申し上げまして就任のご挨拶とさせていただきます。

## 納税協会青年部会の活躍！

青年部会の皆さんに、小学生の租税教室講師として活躍していただいております。

9月8日西栗栖小学校・9月13日山崎小学校・11月15日揖保小学校は、土井青年部会顧問、11月27日東栗栖小学校は森口青年部会長に講師を務めて頂きました。

お二人は、ご自身の経営者としての税に対する思いを児童の皆さんにお話しされ、小学6年生の児童の皆さんは、税金のある世界と無い世界のDVDをみて税金の大切さをそれぞれの心に刻み、1億円の模擬紙幣を目の当たりにして、「お金」の重みを肌で感じ、思い出に残る教室になったことでしょう。

## 講演会 開催

山の紅葉が美しく映える11月20日、今年7月に龍野税務署長に就任されました野平署長様をお招きして、志んぐ荘において講演会を開催致しました。

テーマは「査察制度の概要」についてということで、映画やテレビドラマで見かけるような「脱税」の実態をお話しいただき、厳しい環境下で頑張っておられる査察部門の「私達は脱税を見逃さない」という熱い思いが、講演を聞きに来られた方々の胸を打ちました。



## 青色申告で節税と事業の発展を

### 納税協会青年部会活動報告

#### ★市民まつりで税金クイズ

令和5年11月3日、龍野税務署、公益社団法人龍野納税協会では「ミニ税金展」を行い、税金クイズを行うとともにティッシュペーパー・税金アラカルト等を配布し、税の広報をしました。

青年部会からは、土井顧問・森口部会長・大方副部会長に税金クイズの担当をして頂き、また河野さんは「イータ君」の着ぐるみで大活躍、須貝さんは多くの来場者に声をかけてクイズを楽しんでもらいました。



今年は「イータ君」の着ぐるみ以外に龍野税務署から「マイナちゃん」と「たくちゃん」の着ぐるみが参加して、子供達だけでなく大人の皆さんも童心に返って握手したりして人気を集め、パレードコンテストに参加して、たつの市から「パワフル賞」を頂きました。

税金クイズは、参加賞としてイータ君たわし、小さな子供達にはバルーンアートが、また、全問正解者には素敵な「選べる賞品」が配られ、e-Taxの利用推進等各種の有意義な税の広報が出来ました。

#### ★名刺交換会開催

令和5年8月28日、龍野税務署会議室において、名刺交換会開催を開催しました。7月に異動で龍野に赴任された署幹部の皆様と青年部会会員が一堂に会して名刺交換及び自己紹介をして有意義なひとときでした。

#### ★管内企業見学研修会開催

於：龍野コルク工業株式会社

令和5年11月13日、不安定な秋の空模様を気にしながら、たつの市龍野町島田の龍野コルク工業株式会社にお邪魔して、管内企業見学研修会を開催しました。



最初に片岡社長さんから会社の沿革及び企業経営方針についてお話をうかがいました。学業を終えて松下電器に就職され活躍されていたところ、お父様に「病氣」を理由に呼び戻された経緯をお伺いし、感慨深いものを感じました。江戸時代から履物商を営んでいて、コルク関係の企業を立ち上げておられた曾祖父様でしたが、お父様が天然のコルクに代わるものを見出されて、今の企業の原点があるとのことでした。社長に就任された頃は企業としても正念場を迎えていたので、片岡社長のかじ取りで大きく発展された様子をお伺いしました。負の連鎖を断ち切り、人財育成に力を入れておられるお話を聞いて、頷く参加者の皆さんの姿がありました。新しい商品を開発するには産学・産産交流により多方面の分野からアドバイス・アイデアを取り入れて画期的な商品を作り上げていくノウハウなどをお伺いしました。

その後は、青年部会副部会長で龍野コルク工業株式会社の製造部の長である大方さんからは、日頃大切にしている顧客満足度・地域貢献・環境・人材についてのお話をいた

だいて、工場見学をさせていただきました。

発泡プラスチックから建築資材やビーズクッションのような医療健康に関する製品など多岐にわたる分野の商品の製造過程を見学させていただき、低酸素社会の実現と、医療介護費の抑制

に貢献されている龍野コルク工業株式会社のパワーを垣間見ることが出来ました。見学が終わるとちょうど東の空から虹がかかり、本日教えていただいたことを糧にして未来への希望が膨らんで、明るい気持ちになりました。





## 正しい知識で 確かな納税

## 令和5年度 税の作文・書道・ポスター入選者

令和5年度の税についての作文及び税に関する書道・ポスターには、多数の応募をいただきありがとうございました。

応募していただいた生徒・児童の皆さんや、ご指導された諸先生方に対しまして、厚くお礼申し上げます。各部の入選者は次のとおりです。(敬称略)

## ☆高校生の作文の部☆

◎龍野税務署長賞 藤本 心和 (龍野北高等学校 1年)

## ☆中学生の作文の部☆

◎近畿納税貯蓄組合総連合会会長賞

鵜野 穂波 (太子西中学校 3年)

◎兵庫県納税貯蓄組合総連合会会長賞

金村 有紗 (御津中学校 3年)

石原 陽奈乃 (龍野西中学校 3年)

永井 青玖 (太子西中学校 3年)

◎龍野税務署長賞

鞍田 陽菜 (揖保川中学校 3年)

横山 塔子 (龍野東中学校 3年)

◎兵庫県西播磨県民局長賞

柳原 和佳 (新宮中学校 3年)

寺田 夏子 (龍野西中学校 3年)

若泉 杏奈 (龍野東中学校 3年)

◎近畿税理士会龍野支部支部長賞

高井 心羽 (山崎南中学校 3年)

◎龍野納税貯蓄組合連合会会長賞

西川 くるみ (山崎南中学校 3年)

大垣 勇翔 (山崎東中学校 3年)

◎公益社団法人龍野納税協会会長賞

衣笠 愛理 (山崎東中学校 3年)

野村 南実 (御津中学校 3年)

◎龍野納税貯蓄組合連合会賞 優秀賞

三宅 利歩 (新宮中学校 3年)

不動 綾香 (太子西中学校 3年)

福井 悠記 (龍野西中学校 3年)

岩本 唯依 (龍野西中学校 3年)

辻本 蒼葉 (龍野西中学校 3年)

川岸 碧 (龍野西中学校 3年)

平田 奈三 (千種中学校 9年)

平瀬 由芽 (千種中学校 9年)

宮崎 優吾 (波賀中学校 3年)

畠村 ここみ (播磨高原東中学校 3年)

近藤 礼 (播磨高原東中学校 3年)

山本 大翔 (播磨高原東中学校 3年)

朝山 琴乃 (山崎南中学校 3年)

◎龍野納税貯蓄組合連合会賞 佳作

大畑 紅晴 (山崎西中学校 3年)

秋田 珠李 (一宮北中学校 9年)

◎全国納税貯蓄組合連合会感謝状

宍粟市立山崎南中学校

◎龍野納税貯蓄組合連合会感謝状

宍粟市立山崎東中学校



## ☆小学生の書道の部☆

◎近畿納税貯蓄組合総連合会会長賞

岩田 紬希 (神野小学校 6年)

◎兵庫県納税貯蓄組合総連合会会長賞

山田 瑞葵 (西栗栖小学校 5年)

荻野 佑果 (神部小学校 5年)

國枝 依吹 (神岡小学校 5年)

市原 冬華 (東栗栖小学校 6年)

◎龍野納税貯蓄組合連合会会長賞

中野 希咲 (神部小学校 6年)





確かな納税は明るい未来の架け橋

◎揖龍・宍粟租税教育推進協議会賞

- ・最優秀賞 稲元 志音 (山崎西小学校6年)
- ・優秀賞 加藤 華凜 (神部小学校6年)

山本 めい (龍田小学校5年)

◎兵庫県西播磨県民局長賞

永井 日和 (神野小学校6年)

◎たつの市長賞

福水 廉祐 (小宅小学校6年)

◎太子町長賞

垣尾 早紀 (石海小学校6年)

◎宍粟市長賞

志水 真子 (波賀小学校5年)

◎龍野税務署長賞

山田 育実 (西栗栖小学校3年)

◎佳作

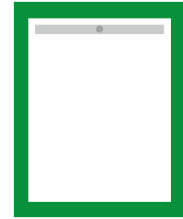
山口 智菜 (小宅小学校4年)

宗接 翔太 (山崎西小学校6年)

平松 陸 (半田小学校5年)

石原 辰樹 (龍野小学校6年)

宮崎 りの (揖保小学校5年)



金田 彰真 (神部小学校5年)

榎谷 優芽 (波賀小学校5年)

中塚 大翔 (揖西東小学校6年)

岩田 羚花 (神野小学校4年)

山本 花音 (越部小学校5年)

☆小学生のポスターの部☆

◎兵庫県納税貯蓄組合総連合会会長賞

八木 翔太 (斑鳩小学校6年)

山手 心陽 (小宅小学校5年)

◎兵庫県納税貯蓄組合総連合会優秀賞

戸田 彩月 (半田小学校5年)

根本 あづさ (揖西西小学校5年)

武内 誠 (神部小学校5年)

◎龍野納税貯蓄組合連合会会長賞

矢野 杏奈 (斑鳩小学校5年)

◎揖龍・宍粟租税教育推進協議会賞

・最優秀賞 山口 凜 (小宅小学校4年)

・優秀賞 森蔭 莉子 (神部小学校1年)

・佳作 秋田 虹翔 (斑鳩小学校5年)

◎近畿納税貯蓄組合総連合会感謝状

たつの市立御津小学校



近畿納税貯蓄組合総連合会会長賞作文

私を支えてくれた卓球を  
一生楽しむために  
太子町立太子西中学校 3年  
鵜野 穂波

七月二十八日、兵庫県中学校卓球競技大会で、惜しくも全国大会出場を逃した。そして私の三年間の学級生活が終わりました。私を三年間支えてくれたのは、たくさんの仲間や先生方、家族です。そして、毎日通った学校の卓球場。そこには、二十台の卓球台がいつも私たちを待っていてくれます。また時々、太子町民体育館にも練習や試合でお世話になりました。私にとっては無くてはならない大切な場所です。

現在、内も外もきれいに改装され、使いやすくなっています。いったいいくらくらいのお金がかかっているのだろうと、疑問に思いました。

そこで、太子町役場の方に尋ねると、改装工事にかかった費用は約五億二千万円だそうです。また、一年間町民体育館を維持するのにかかる費用は約二千三百六十万円だということがわかりました。私は、非常に高額な費用がかかっていることに驚きました。しかし、利用料は卓球台一台、百五十円で一時間半使用することができます。町民の誰もが安く利用できるのは、税金で賄われているからです。町民体育館は、町県民税、固定資産税が活用され、建設や維持されていることもわかりました。

税金で賄われているということは、私たちも税金でその費用を負担していることになります。改装費用約五億二千万円と一年間の維持費用約二千三百万円を令和三年度の太子町民の人数約三万四千人で割ると、一人あたり、それぞれ約一万五千元と約七百元納めていることになります。とても高い金額だと思います。私は、住民税や所得税、固定資産税などは納めていません。

国や兵庫県、太子町が、私たちがスポーツに打ち込めるように公共サービスを提供してくれています。公共サービスを提供するためには、様々な費用が必要です。その費用をみんなで負担しているのが「税金」の仕組みです。もし、税金で賄われず、百五十円の利用料が一万円になったら、利用できる人と利用できない人がはっきりと分かれてしまうでしょう。

体育館を建設したり、維持したりするには高額な費用が必要ですが、私が、卓球と出会い、練習を続けることができたのも「税」のおかげだと思います。

体育館に行くと私たち中学生だけではなく、小さな子どもからお年寄りの方々までが、笑顔で卓球を楽しんでいます。卓球は、年をとっても楽しめるスポーツです。誰しもが、このスポーツを続けられる環境のために税金を活用してもらいたいと願っています。そのためにも、私は、税金の仕組みをしっかりと学び、納税者として、税金の使い道に関心をもつことが大切だと思っています。

一人一人の納税が明るい社会をつくりま

近畿納税貯蓄組合総連合会会長賞作品

六年 岩田 紬 希  
と社  
税会

神野小学校6年  
岩田 紬希

兵庫県納税貯蓄組合総連合会会長賞作品

五年 山田 瑞葵  
税金

西栗栖小学校5年  
山田 瑞葵

五年 荻野 佑果  
国税

神部小学校5年  
荻野 佑果

五年 國枝 依吹  
税金

神岡小学校5年  
國枝 依吹

六年 市原 冬華  
電子  
申告

東栗栖小学校6年  
市原 冬華



斑鳩小学校6年  
八木 翔太



小宅小学校5年  
山手 心陽

兵庫県納税貯蓄組合総連合会優秀賞作品



揖西西小学校5年  
根本 あづさ



神部小学校5年  
武内 誠



半田小学校5年  
戸田 彩月



深めよう税の知識と関心を

信頼のバッジ……税理士はあらゆる税の専門家……

税金についてのご相談は正規の税理士へ



龍野税務署管内 税理士

【たつの市】

大谷 充 廣	65-0353	神岡町東齋崎字殿垣内 139-2
岡崎 毅	62-0901	龍野町富永 150-2
長船 雅宏	62-1065	龍野町日飼 76-12 税理士法人りぼん会計
久野 喜作	63-5102	龍野町富永 728-1 土井第2ビル2階
小崎 安高	62-9130	龍野町片山 770-9
小林 創	65-0353	神岡町東齋崎字殿垣内 139-2 大谷会計事務所
酒本 浩佳	62-0767	龍野町堂本 215-2
柴田 孝造	322-3907	御津町苅屋 1302-1
柴原 恵一	63-3950	龍野町富永 770-1
菅本 吉明	65-2277	神岡町大住寺 504-7
曾谷 勝明	76-7130	揖保川町半田 886
武内 憲章	63-2854	龍野町堂本 394-7 武内雅伸税理士事務所
武内 雅伸	63-2854	龍野町堂本 394-7
谷川 泰弘	229-3200	御津町釜屋 489
中川 直美	66-3166	揖西町龍子 323-3
萩本 秀樹	65-0153	神岡町西鳥井 97
馬場 智久	62-1164	龍野町日山 237-1
三木 達也	63-0114	龍野町堂本 34-13 龍野ステーションビル三木啓愛税理士事務所
三木 啓愛	63-0114	龍野町堂本 34-13 龍野ステーションビル
矢野 和英	65-1836	神岡町西横内 330
矢野 達嗣	65-1836	神岡町西横内 330
山下 和重	62-1388	揖西町小神 20-1 税理士法人山下会計事務所
山下 重樹	62-1388	揖西町小神 20-1 税理士法人山下会計事務所
山下 裕史	62-9588	揖西町小神 20-6



【揖保郡】

井口 智理	277-3499	太子町東南 737-389 兵庫太和税理士法人
沖野 智子	255-5076	太子町蓮常寺 13-2
川角 光男	277-0495	太子町鶴 664
木藤 紀宏	276-6024	太子町立岡 148-11
酒井 篤史	280-2035	太子町蓮常寺 149
中村 孝秀	277-0055	太子町太田 1991-2
廣橋 由樹	276-0249	太子町鶴 280-23
北條 久美	277-1864	太子町太田 1064-11
三宅 智昭	227-5771	太子町蓮常寺 211
向山 信康	277-3499	太子町東南 737-389 兵庫太和税理士法人
藪中 豊成	228-0112	太子町東南 149-28
吉田 正之	277-3499	太子町東南 737-389 兵庫太和税理士法人

【宍粟市】

稲田 実	62-7277	山崎町船元 251-4 税理士法人稲田会計
岡本 久典	62-6363	山崎町千本屋 403
木村 年伸	62-6363	山崎町千本屋 403
高橋 利典	63-2150	山崎町須賀澤 1329-7
田中 祐司	63-0248	山崎町川戸 642-3
谷川 智子	65-9881	山崎町千本屋 249-1 税理士法人春名事務所
中尾 裕	62-0683	山崎町中井 105-7
春名 信義	62-9123	山崎町鹿沢 237-5 HTOビル5階
細川 英敏	62-0683	山崎町中井 105-7
柳田 誠	62-8881	山崎町門前 19-7
山本 明文	74-1169	一宮町生栖 805

【市外局番】たつの市御津町(079) たつの市御津町以外(0791) 太子町(079) 宍粟市(0790)

その疑問、  
チャットボットに  
相談しませんか？

**24時間**利用可能

※メンテナンス期間を除きます。



スマホでのご利用は  
こちらから▼



税務職員ふたば

2023.10.2 月曜日 Start

# 年末調整

(令和5年分)

▼以下の項目についても公開中

**所得税・消費税**の  
確定申告 (令和4年分)

## インボイス制度

パソコンでもご利用できます！

こちらで検索▼

国税庁 ふたば



国税庁 法人番号7000012050002



# 国 税 コ ー ナ ー

## Step 1

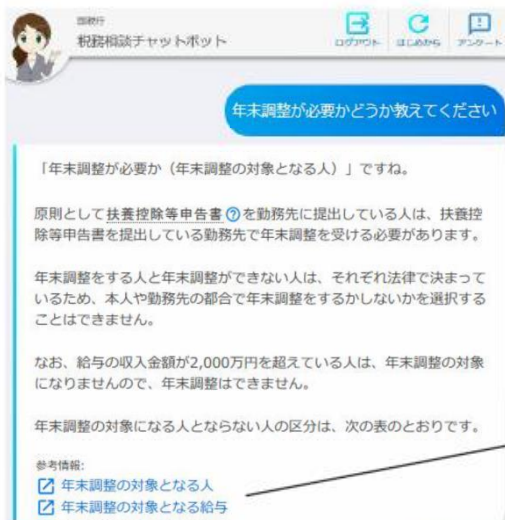
### 相談内容を選択



## Step 2

### 相談のしかたを選択

- ・メニューから選択
- ・文字で入力する



相談をすると…  
答えがすぐに表示されます。

詳しい情報は、  
参考情報の[リンク](#)を  
クリック

- ・チャットボットは、AI（人工知能）が自動で回答するウェブサービスです。国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>)からご利用いただけます。
- ・画面は年末調整に関する相談のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。
- ・メンテナンス等によりご利用できない場合があります。

\\さらに便利に!\\

# 電子納税証明書(PDF)が スマホで請求&受取できる!

電子納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末からもe-Tax(SP版)を使って、請求から受取まで簡単な操作でできますので、是非ご利用ください!



## メリット ①

いつでもどこでも!

# スマホで 完結!

タブレットでも!



## メリット ②

# 手数料が お得!

1税目1年度あたり**370円**

※書面での請求の場合は、  
1税目1年度1枚あたり400円

## メリット ③

# 期間内であれば 何度でも 印刷・使用可能!

※コンビニエンスストアの  
印刷サービスを利用する場合には、  
別途手数料がかかります。

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)の  
マイナンバーカードが必要です。

スマホを利用した電子納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。  
代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。



詳しい手続きの仕方はこちらから

読み取れない場合はこちらから <https://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxsoftsp/e-taxsoftsp.htm>



国税庁 国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/>

その他、便利な請求 & 受取方法は、次頁へ



国 税 コ ー ナ ー

# 他にもまだある 納税証明書の 便利な請求&受取方法!!



納税証明書の請求には e-Tax を使ったオンライン請求が便利ですので、是非ご利用ください。



## オンライン請求の手順 (税務署窓口で受け取る場合)

### 1 自宅やオフィスで請求



▶パソコンをご利用の方は、e-Taxソフト(WEB版)から納税証明書請求データを作成できます。メインメニューの「申告・申請・納税」内の〔新規作成〕から、「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を選択し作成してください。

(注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。

▶スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト(SP版)から作成できます。右のQRコードからアクセスしてください。(QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。)



### 2 税務署窓口で本人確認



▶税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)及び個人に係る請求の場合には、番号確認書類(マイナンバーカードなど)をご提示ください。

▶代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類(運転免許証など)のほか、個人に係る請求の場合には、本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写しが必要です。

▶本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものがあります。詳しくは、国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」をご確認ください。

ここからは、税務署窓口での手続きです。



### 3 手数料の納付



税務署窓口で収入印紙又は現金で手数料を納付します。

※手数料がおトクです。

1税目 1年度 1枚370円  
書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円

### 4 納税証明書の受取

## オンラインで請求して郵送で受け取る方は

請求する方の電子署名を付与し、電子証明書を送信できる場合は、郵送での受取ができます。詳しい手続は、e-Taxホームページ内「書面の納税証明書を受取る場合について」をご覧ください。



※事前に電子証明書(マイナンバーカードなど)の取得が必要です。パソコンの場合はICカードリーダライタの購入が必要な場合があります。

※インターネットバンキングやATMなどからペイジーを利用して手数料及び郵送料を納付する必要があります。

国 税 一 一 一

# 使ってみると便利です! キャッシュレス納付!

💡 キャッシュレス納付の3つのメリット!

- ✓ 自宅やオフィスから納付可能!
- ✓ PCやスマホで簡単手続き!
- ✓ 現金の準備が不要!



## おすすめ! ダイレクト納付

納付方法

e-Taxやel TAXIによる簡単な操作で事前に届出をした預貯金口座から、口座引落しにより納付する方法です。

こんな方にオススメ!

源泉所得税や個人住民税(特別徴収分)など納付の機会が多い方、ご自身で振替日を指定したい方

## インターネットバンキング による納付

納付方法

インターネットバンキング口座から納付する方法です。

こんな方にオススメ!

普段からインターネットバンキングにより決済する機会の多い方

## 振替納税(口座振替)

納付方法

事前に届出をした預貯金口座から、振替日に自動で口座引落しにより納付する方法です。

こんな方にオススメ!

所得税や消費税、固定資産税などを毎年納めている方、毎回の納付手続きを省略したい方

## クレジットカード・スマホアプリ納付

納付方法

専用サイトにアクセスし、クレジットカードやスマホ決済アプリ(Pay払い)により納付する方法です。

こんな方にオススメ!

時間を気にせず納付したい方

令和6年4月から //

## 国税のダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)が ますます便利になります!

申告データ送信に合わせて、口座引落しによる納付をあらかじめ設定することができます。



国税の納付手続は  
こちらから



令和5年4月から //

## 地方税のお支払いが 簡単・便利になりました!

納付書に「elマーク」があれば、地方税お支払いサイトやスマホ決済アプリが利用できます。

※「el-QR」(QRコード)、「el番号」(納付書番号)のいずれかの記載があれば利用できます。



地方税の納付手続は  
こちらから



国税庁のTax e-Taxマーク - イータク



総務省



LTA 地方税共同機構  
LOCAL TAX AGENCY



総務省



LTA 地方税共同機構  
LOCAL TAX AGENCY






国 税 一 十 一

キャッシュレス納付の一覧表

国 税	キャッシュレス納付の種類	対象税目※1	詳しい情報
e-Tax	ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)	全税目	 国税庁HP 納税に関する 案内案内
	インターネットバンキングによる納付	全税目	
	振替納付	申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税(個人の方のみ)	
	クレジットカード納付・スマホアプリ納付	全税目	

※1 一部の事務において、ご利用できない税目があります。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

地方税	キャッシュレス納付の種類	対象税目	詳しい情報
eLTAX	スマホ決済アプリ	eLマーク  の付いた納付書がある税目 例: 固定資産税、都市計画税、自動車税・軽自動車税(種別割)、その他税目 ※2	 地方税お支払サイト
	ダイレクト納付	・法人都道府県民税 ・法人事業税 ・特別法人事業税(地方法人特別税) ・法人市町村民税 ・事業所税 ・個人住民税(特別徴収分・通勤所得に係る納入申告) ・都道府県民税(利子割・配当割・株式等譲渡所得割) ※3・地方たばこ税 ・入湯税 ・ゴルフ場利用税 ・宿泊税	 eLTAX地方税 ポータルシステム
	インターネットバンキング クレジットカード納付		

※2 対象となる税目は、龍野市、市町村により異なります。  
 ※3 令和5年10月16日より取扱い開始されます。  
 eLTAXの他、多くの龍野市、市町村で口座振替、スマホ決済アプリ等によるキャッシュレス納付が導入されています。詳しくは、各都道府県・市町村にお問い合わせください。

よくあるご質問 Q&A

国税のダイレクト納付について

- Q1** ダイレクト納付を始めるには何を準備すればいいですか?  
**A1** e-Taxの利用開始届出書のほか、**ダイレクト納付利用届出書**を提出してください。
- Q2** ダイレクト納付利用届出書を提出した場合、どの程度で利用可能となりますか?  
**A2** ダイレクト納付利用届出書を書面で提出した場合は**1か月程度**で利用可能となります。個人の方はe-Taxで提出できます。その場合は**1週間程度**で利用可能となります。
- Q3** ダイレクト納付が可能な税目を教えてください。  
**A3** 毎月納付する**源泉所得税**をはじめ、**申告所得税**や**法人税**など幅広い税目で利用できます。
- Q4** ダイレクト納付を利用する場合、口座振替手数料などを支払う必要はありますか?  
**A4** 手数料を支払う必要はありません。

地方税お支払サイトについて

- Q1** どのような支払方法が利用できますか?  
**A1** 地方税お支払サイトでは**クレジットカード払い・インターネットバンキング・口座振替**等を利用できます。各種**スマホ決済アプリ**でのお支払も利用できます。
- Q2** 支払を始めるには何を準備すればいいですか?  
**A2** お手元に[eLマーク]の記載がある納付書を用意して、**地方税お支払サイトにアクセス**してください。各種**スマホ決済アプリ**の場合は、**アプリで[eL-QR](QRコード)を直接読み取ってお支払い**ください。  
※ [eL-QR](QRコード)、[eL番号] (納付書番号)のいずれかの記載があれば利用できます。
- Q3** いつ利用できますか?  
**A3** 地方税お支払サイトは、**24時間365日**利用できます。  
※利用時間帯によっては、選択できない支払方法があります。各種スマホ決済アプリの場合は、アプリによって異なります。(いずれもシステムメンテナンス時間を除きます。)
- Q4** 地方税お支払サイトを利用する場合、手数料などを別途支払う必要はありますか?  
**A4** **原則、手数料を支払う必要はありません。**ただし、クレジットカード納付の場合、納付額に応じて[F-REGI] 公金支払いサイトのシステム利用料がかかります。  
※システム利用料は、地方税共同機構、各地方団体の収入になるものではありません。

QRコードは株式会社デンソーウェアの登録商標です。

# 国税に関するご質問・ご相談は

# 国税庁ホームページで解決！

国税庁 税について調べる



## ① チャットボット（ふたば）に質問する

チャットボット（ふたば）では、次の方法で質問すると、AI（人工知能）が自動回答します。

- ・ご質問したいことをメニューから選択
- ・自由に文字で入力



チャットボットは  
こちらから



チャットボット  
(税務職員ふたば)

相談可能税目について

- ・ 所得税 の 確定申告
- ・ インボイス制度
- ・ 年末調整

※「年末調整」の利用可能期間は、10月上旬から翌年1月下旬までとなります。

## ② タックスアンサーを利用する

タックスアンサーでは、国税のよくある質問に対する一般的な回答を次の方法で調べることができます。

- ・自分に合った状況から探す（質問形式による検索）
- ・キーワードによる検索
- ・税金の分野ごとに調べる



タックスアンサーは  
こちらから

国税庁ホームページで解決しない場合には、

「国税相談専用ダイヤル」（電話相談）をご利用ください（次頁）





## 電話で解決

「電話相談センター」へつながります。

## 国税相談専用ダイヤルへ電話する

コ ク セ イ  
**0570 - 00 - 5901** (全国一律料金)

受付時間 平日8:30～17:00 (土日祝日及び12月29日～1月3日を除く。)

※ 令和5年11月1日(水)からご利用できます。

音声案内に沿って、次の「1」～「6」を選択します。  
(確定申告期には、「0」確定申告が追加されます。)

- 「1」 所得税
- 「2」 源泉徴収、年末調整、支払調書
- 「3」 譲渡所得、相続税、贈与税、財産評価
- 「4」 法人税
- 「5」 消費税、印紙税
- 「6」 その他

- ・ 相談内容によっては、所轄の税務署へのご相談をお願いする場合があります。
- ・ 税務署、業務センター室からのお尋ねに関するご質問については、所轄の税務署、業務センター室へお問い合わせください。
- ・ 上記ナビダイヤルにつながらない場合は、**所轄の税務署に電話して音声案内「1」を選択してください**（「電話相談センター」につながります。）。

## 税務署で相談する

税務署での相談は、**事前予約**が必要です。

書類や事実関係を確認する必要がある場合など、チャットボットやタックスアンサー、電話相談センターによる解決が困難な相談については、面接にて相談を受け付けています。



税務署への電話は  
こちらから

所轄の税務署へ電話して音声案内「2」を選択してください（「税務署」につながります。）。

(確定申告時期の予約については、国税庁HPをご確認ください。)

国 税 コ ー ナ ー

自動計算  
自動入力  
自宅から

# 確定申告は スマホからできます！



## step 1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

作成コーナー



▶ 対応ブラウザを確認

iPhoneの方



Androidの方

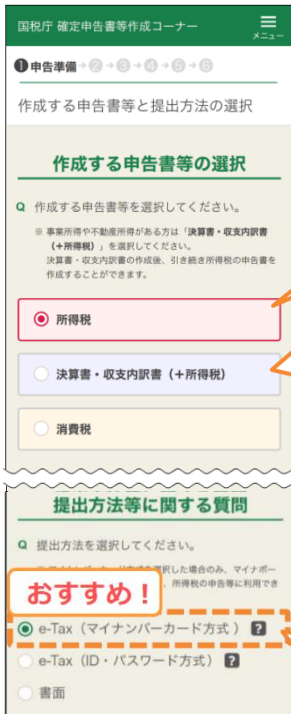


作成前に申告書作成の流れを確認！



※上記以外のブラウザでアクセスすると、エラーが表示されて次の画面へ進むことができませんので、ご注意ください

## step 2 提出方法の選択



所得税の確定申告書を作成される方はこちらから

所得税の確定申告書を作成するに当たり、併せて青色申告決算書・収支内訳書を作成する方はこちらから（事業所得や不動産所得がある方など）

・マイナンバーカード  
・市区町村等の窓口で設定したパスワード  
をご用意ください

⚠ 「ID・パスワード方式」を選択された方へ  
ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします

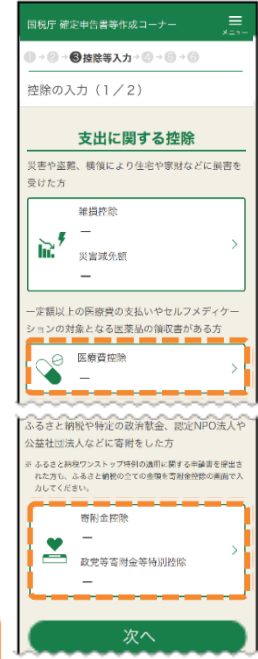
## step 3 収入・控除等の入力

▶ 画面の案内に沿って該当項目に入力します

収入等の入力



控除等の入力



「ここまでの入力内容を保存」からデータ保存ができます  
→再開する場合は、step 1の画面で「保存データ利用」を選択してください



# 国 税 コ ー ナ ー

## step 4 申告内容の事前確認・送信

「帳票表示・印刷」をタップし、表示された送信前の確定申告書の内容を確認します

「送信する」ボタンをタップしてください。

送信結果の確認

送信結果の確認

以下の内容で所得税の確定申告書データが正常に送信されました。

「次へ」ボタンをタップして「送信票等の印刷」画面に進んでください。

## step 5 申告書を送信した後の作業・申告書データの保存

### ● 申告書の控（帳票PDF）の保存

「帳票表示・印刷」をタップし、帳票を表示します

保存・確認方法の詳細はこちらから

iPhoneの方

Androidの方

### ● 入力した申告書データ (.data) の保存

**保存データの活用**

申告書データを保存しておく、来年以降の申告書作成の際に利用することができます

入力データをダウンロードする

※入力データは、確定申告書作成コーナーのデータです。

これまでに入力した内容を作成コーナー専用のデータ（「data」）として保存します。保存したデータは、申告書の作成を再開する場合や、翌年以降、申告書を作成する場合に利用できます。

保存手順はこちらから確認

### ◎ 動画で見る確定申告

申告書の作成方法などを動画でご案内！



確定申告 動画

- ・医療費控除
- ・マイナンバーカードを利用したe-Tax など

### ◎ チャットボット

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」が回答！



税務職員ふたば

・ご利用には別途通信料がかかります。

・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

・iPhone、Safariの名称及びロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。

・Android、Google Chromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。

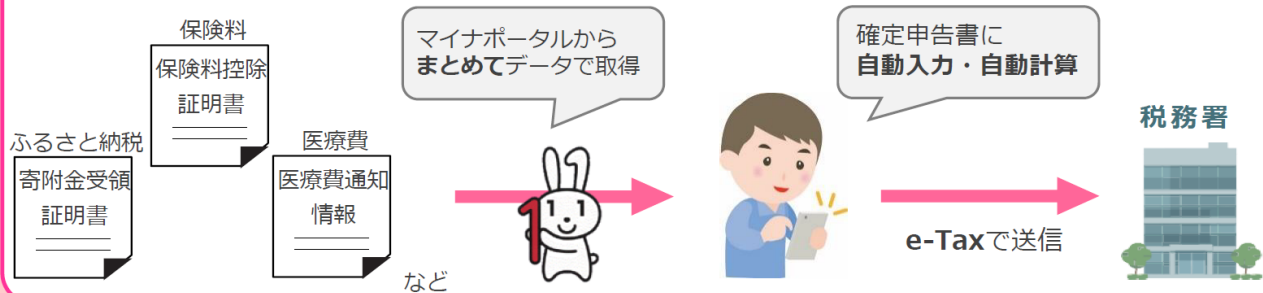
国 税 コ ー ナ ー

# マイナンバーカード × マイナポータルと連携 確定申告書に自動入力

## ご利用のメリット！

マイナンバーカードを利用して、マイナポータル経由で、申告に必要な各種証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力できます（マイナポータル連携）。控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要で大変便利です♪

<p><b>Before</b> 書面の控除証明書等を・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 収集して管理・保管</li> <li>✓ 1件ずつ確認して入力</li> <li>✓ 書面で提出</li> </ul>	<p><b>After</b> 全部データで完結するから・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 書面の管理・保管が不要</li> <li>✓ 申告書に自動入力</li> <li>✓ e-Taxでデータ送信</li> </ul>
---	--



## 令和6年1月以降の対象はこちら！

### 収入関係

- NEW** 給与所得の源泉徴収票※
- 公的年金等の源泉徴収票
- 株式の特定口座

### 控除関係

- 医療費・ふるさと納税
- 生命保険・地震保険
- 社会保険(国民年金保険料、国民年金基金掛金) **NEW**
- NEW** iDeCo・小規模企業共済掛金 **NEW**
- 住宅ローン控除関係



※「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、お勤め先（給与等の支払者）が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出していることが必要です（「年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの」などの提出要件があります。）。

マイナポータル連携を利用するための準備は次頁をご確認ください



## 国 税 コ ー ナ ー

## ～マイナポータル連携に係る事前準備等のご案内～

## マイナポータル連携について詳しくはこちら！

国税庁HPの「[マイナポータル連携特設ページ](#)」をご確認ください。



## マイナポータル連携を利用するには？

マイナポータル連携をご利用いただくためには、マイナポータルの利用者登録やマイナポータルとe-Taxを連携するなどの**事前準備が必要**です。事前準備の詳細は、国税庁HPの「[マイナポータル連携を利用するまでに行う事前準備](#)」をご確認ください。

事前準備の詳細はこちらから



## ！ 事前準備には、以下のものがが必要です。

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はICカードリーダー）



## ！ 事前準備はお早めに！

事前準備を行った後、実際に証明書等のデータを取得できるようになるまで数日を要する場合があります。確定申告前にお早めのご準備をお願いします。（マイナンバーカードの取得もお早めに！）

## ！ 「給与所得の源泉徴収票」情報の自動入力について

「給与所得の源泉徴収票」の情報を自動入力するためには、マイナポータル連携に係る事前準備のほか、e-Taxのマイページで情報の取得を希望する旨の登録等が必要です。

詳しくは国税庁HPの特設ページをご覧ください。

特設ページはこちらから



## 確定申告書の作成

事前準備が完了したら、国税庁HPの「[確定申告書等作成コーナー](#)」から、**マイナンバーカードを使ってe-Tax!** マイナポータル連携を利用して確定申告書を作成できます！

作成コーナー



確定申告書等作成コーナーはこちらから



国 税 コ ー ナ ー

# 令和5年分 確定申告

## 土地等譲渡所得\*

※ 土地や建物などの分離譲渡のほか、金地金などの総合譲渡や山林所得も含まれます。

## 贈与税の相談は

# 相談日指定

### の対応となります！



ご理解とご協力をお願いします。

◎ 相談日程 (○…相談日)  
【令和6年】

### 会 場

龍野税務署  
確定申告会場

相談受付は  
16時までです

月	火	水	木	金
				2/16
19	20	<del>21</del>	22	23 (祝日)
26	<del>27</del>	28	29	<del>3/1</del>
4	<del>5</del>	6	<del>7</del>	8
11	12	<del>13</del>	14	15

龍野税務署

※ この文書による行政指導の責任者は税務署長です。

ご来場に当たっての留意事項や必要書類は裏面をご覧ください



# 国 税 コ ー ナ ー

## ■ 確定申告会場ご来場の際の留意事項

- ✓ 会場の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には「**入場整理券**」が必要です。  
入場整理券は、各会場で当日配付しますが、LINEを通じたオンライン事前発行も可能です。
- ✓ 来場者数によっては、**早めに相談受付を終了**する場合があります。
- ✓ ボールペンなどの筆記用具・計算器具類はご持参ください。
- ✓ 土地等譲渡所得及び贈与税の相談日以外に来場された場合、対応できないことがあります。

## ■ 相談の際にご持参いただきたい書類等

### ◎ 土地等譲渡所得のご相談

- 1 譲渡した資産の物件や譲渡価額などが分かる書類一式（売買契約書など）
- 2 譲渡した資産の購入価額や購入時期などが分かる書類一式（同上）
- 3 購入した時、譲渡した時に支払った費用が分かる書類一式（仲介手数料、登記費用の領収書など）
- 4 給与(年金)所得など他の所得がある方は、給与(年金)所得の源泉徴収票などの書類
- 5 各種所得控除等（社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除など）の支払いを証する書類
- 6 本人確認書類（マイナンバーカード等）
- 7 利用者識別番号が分かるもの（該当する方のみ）

### ◎ 贈与税のご相談

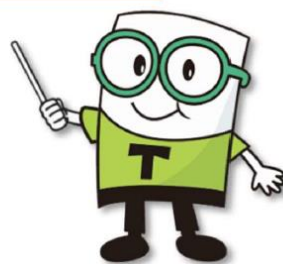
- 1 取得した財産が分かる書類（贈与契約書、登記事項証明書など）
- 2 取得した財産の評価に当たって必要な書類として、例えば次のような書類
  - ① 土地等（路線価方式で評価する場合）
    - イ 実測図又は公図の写しなど、土地の形状、奥行距離、間口距離などが分かる書類
    - 贈与契約書、登記事項証明書など土地の所在、面積、持分が分かる書類
  - ② 土地等（倍率方式で評価する場合）
    - イ 固定資産税評価証明書など贈与を受けた年分の固定資産税評価額が分かる書類
    - 贈与契約書、登記事項証明書など土地の所在、面積、持分が分かる書類
  - ③ 家屋・建物
    - 固定資産税評価証明書など贈与を受けた年分の固定資産税評価額が分かる書類
- 3 本人確認書類（マイナンバーカードなど）
- 4 利用者識別番号が分かるもの（該当する方のみ）

※ 土地等譲渡所得及び贈与税の各種特例を受けるためには、要件を満たすことを証する書類の添付が必要となる場合があります。詳しくは、国税庁HPをご覧ください。税務署にお尋ねください。

免税事業者からインボイス発行事業者になられた方へ

個人事業者用

# インボイス発行事業者は 消費税の確定申告 が必要です



## 確定申告をするための 3STEP

STEP

1

**取引関係資料を令和5年9月30日までと10月1日以降に区分**

インボイス発行事業者の登録日（令和5年10月1日）以降の申告が必要となるため、請求書や納品書、仕入明細書などの取引関係資料を区分する必要があります

STEP

2

**税率ごと（8%と10%）に区分**

売上げや仕入れ等の金額を、税率ごとに区分した帳簿等の保存が必要です

STEP

3

**確定申告書を作成**

- 課税取引金額計算表を作成すると、申告書の作成がスムーズです
  - 令和5年分の消費税の申告・納付期限は**令和6年4月1日（月）**です
- ※ 個人事業者の消費税の納税は、口座引き落としによる「振替納税」が便利です

## 消費税の確定申告は e-Tax が便利です

確定申告書等  
作成コーナー

- ★画面に従って入力すれば、税額などを自動計算！
- ★作成した申告書をデータ送信すれば、申告書の印刷・税務署への持参が不要！

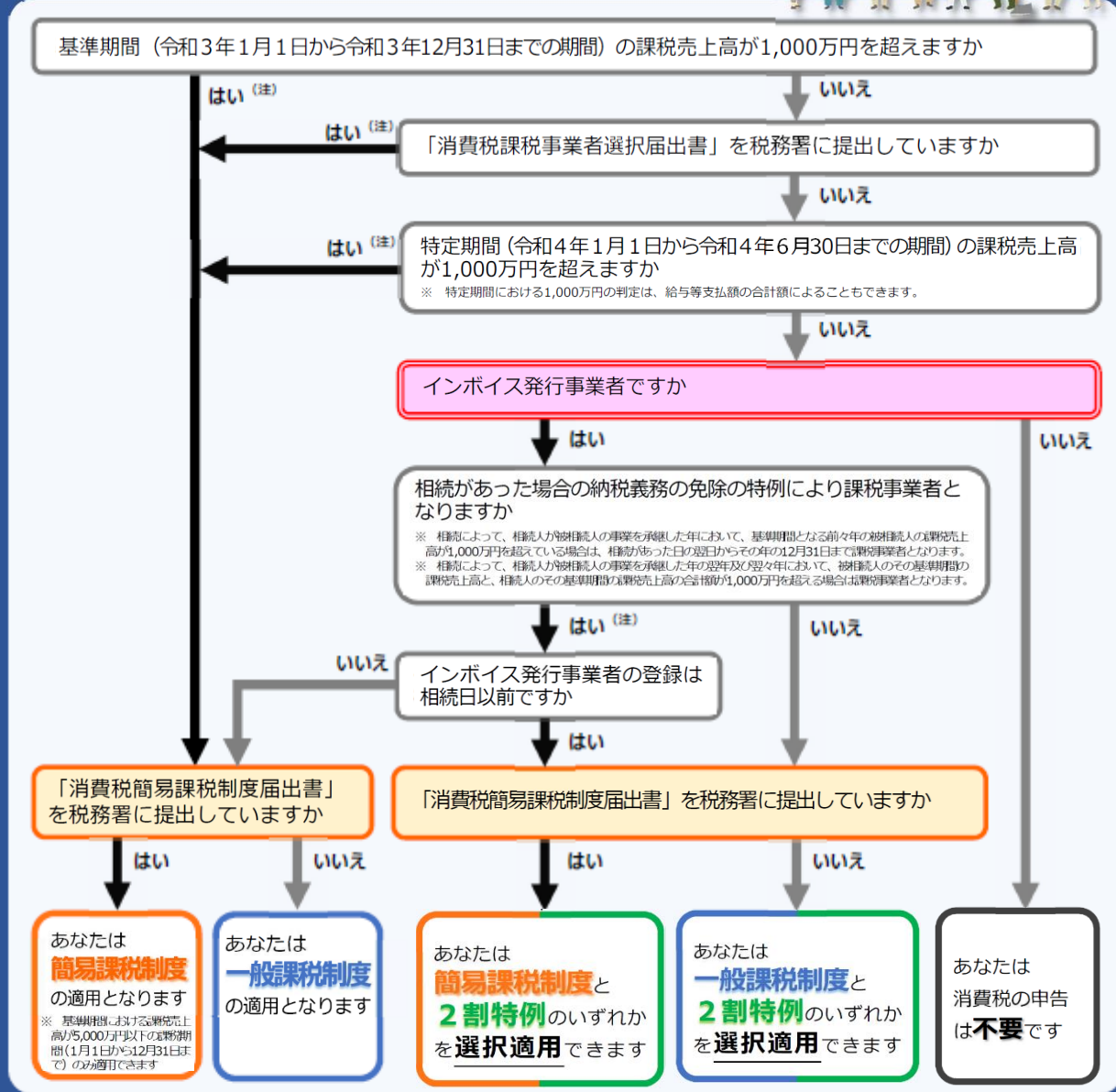


消費税申告の計算方法については、裏面のフローチャートをご確認ください ▶▶▶



国 税 一 ナ 一

消費税申告の計算方法のフローチャート



(注) 「はい (注)」に該当する場合は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの課税期間についての申告が必要となります。

計算イメージ

**一般課税制度**

売上げに係る消費税額から

仕入れ等に係る消費税額

を差し引いて納付税額を計算

- 仕入れや経費の額について、実額計算が必要

**簡易課税制度**

売上げに係る消費税額から

売上税額にみなし仕入率を掛けた金額

を差し引いて納付税額を計算

- 仕入れや経費の額について、実額計算が不要
- 業種に応じたみなし仕入率を使用
- 事前の届出が必要

**2割特例**

売上げに係る消費税額から

売上税額の8割

を差し引いて納付税額を計算

- 仕入れや経費の額について、実額計算が不要
- 業種に関わらず売上税額の一律2割を納付
- 事前の届出が必要

消費税に関する情報について

消費税の手引き等

2割特例

みなし仕入率

軽減税率制度

インボイス制度



# 県 税 コ ー ナ ー

## 12月は県税の税収確保重点月間です！

みなさんに納めていただく県税は、兵庫の未来を築くための貴重な財源です。

「タイヤロック」の装着による自動車の差押えや、銀行預金等の差押え・取立など滞納処分を強化し、県税収入の確保に取り組みます。

**未納となっている県税・延滞金の納付がなければ、差押は解除出来ません。**



### スマートフォン決済アプリを利用した納税のご案内

スマートフォン、タブレット型端末等を利用したスマートフォン決済アプリによる納税が可能です。銀行やコンビニエンスストア等へ行く手間が省け、時間・場所を問わず納税いただけます。

#### ご利用に当たっての注意事項


#### 1. ご利用時に準備するもの

- スマートフォンまたはタブレット端末
- 地方税統一 QR コード (eL-QR) が印字されている県税の納付書
  - ・ コンビニ収納期限を過ぎた納付書は利用できません。
- スマートフォン決済アプリ (利用可能なアプリは「地方税お支払サイト」  
<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>でご確認ください。)

#### 2. 利用方法

- スマートフォン等でご利用のスマートフォン決済アプリを起動させ、納付書に印字されている地方税統一 QR コード (eL-QR) を読み取り、納付手続きをしてください。
  - ・ 金融機関やコンビニエンスストア、県税事務所の窓口では、スマートフォン決済アプリを提示する方法で納税できません。

- ・ スマートフォン決済アプリを利用して納税手続きをされた場合、領収証書は発行されません。
- ・ 納付後すぐに車検を更新する場合は、必ず、最寄りの県税事務所で納付してください。
- ・ 納付完了後に、納付を取り消すことはできません。

詳しくは兵庫県ホームページをご覧ください。   

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk22/smartphoneapp.html>

## 自動車税種別割(県税)

## ～登録手続は忘れずに～

※令和元年10月1日から自動車税は自動車税種別割に名称変更されています。

### ★車を売ったり買ったりしたとき (新規・移転登録)

★新たに自動車をお持ちになる方はナンバープレートのついていない新車又は中古車を購入した場合は新規の登録をしましょう。ナンバープレートのついている自動車を友人などから譲り受けたときは必ず移転の登録をしましょう。

★他人に自動車を譲渡したり、下取りに出す場合は移転の登録をしましょう。この手続きを他人に委任した場合は、相手(買い主)の名義になったかどうかを必ず確かめましょう。



### ★車の使用をやめたとき (抹消登録)



★こわれて動かなくなっている自動車をお持ちの方は一日も早く抹消の登録をしましょう。これを怠るといつまでも自動車税種別割が課せられることになります。

### ★住所などが変わったとき (変更登録)



★転居される方は住所変更の登録をしましょう。住民票を移したからといって車検証の住所は移りません。

登録先：神戸運輸監理部姫路自動車検査登録事務所  
姫路市飾磨区中島福路町332 ☎050-5540-2067

県 税 コ ー ナ ー

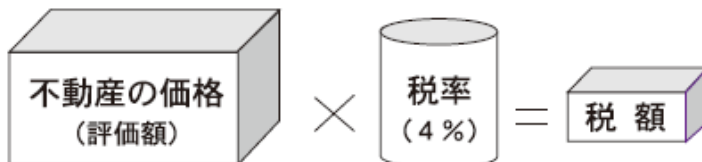
## ◆ 不動産取得税 ◆

不動産取得税は、不動産（土地・家屋）を売買、贈与、交換、建築などにより取得したときに一度だけ課税される県税です。

### ◆納める人

不動産（土地及び家屋）を取得した人

### ◆納める額



### 税率の特例

土地及び住宅については、令和6年3月31日までに取得されたものに限り、税率が4%から3%に軽減されます。

### 「不動産の価格」とは

- ・土地や家屋を売買、贈与、交換などによって取得したとき → 市や町の固定資産課税台帳に登録されている価格
- ・宅地評価土地の特例 → 宅地評価土地（宅地・市街化区域内農地など）については、令和6年3月31日までに取得されたものに限り課税標準額が価格の2分の1に軽減されます。
- ・家屋を新築、増改築したとき → 固定資産評価基準により評価した価格（買入れ価格や建築工事費などの価格には関係ありません）

### ◆住宅を取得した場合の軽減措置

住宅や住宅の敷地を取得した場合で、一定の要件を満たす場合に軽減措置があります。

## 『お問い合わせは』 西播磨県民局 龍野県税事務所

〒679-4167 たつの市龍野町富永字田井屋畑 1311-3

### ◎電話番号

- ・調整課 0791-63-5126（庶務、経理に関すること）
- ・管理課 0791-63-5667（県税の収納、還付、納税証明に関すること）
- ・収税課 0791-63-5668（県税の徴収、納付相談、滞納処分などに関すること）  
0791-63-5669（ ）
- ・課税第1課 0791-63-5670（法人県民税・事業税、地方法人特別税(特別法人事業税)、個人事業税などの課税に関すること）  
0791-63-5130（自動車税種別割の課税に関すること(納税確認、証明、還付については管理課へ)）
- ・課税第2課 0791-63-5674（新築、増改築による家屋の取得に係る不動産取得税の課税に関すること）  
0791-63-5673（売買、贈与などによる土地や家屋の取得に係る不動産取得税の課税に関すること）  
0791-63-5672（軽油引取税、ゴルフ場利用税などの課税および免税軽油に関すること）
- ・納税相談室 0791-63-5125（納税相談に関すること）

### ◎FAX番号

- ・調整課、課税第2課、納税相談室 0791-63-3750
- ・管理課、収税課、課税第1課 0791-63-2560

◎管轄地域：相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町



# 正しい申告 すっきり納税

## 納貯女性部活動報告

11月6日、龍交倶楽部にて、研修会を開催しました。8月号の納税だよりイラストを提供していただいた「たかつきなほり」さんを講師に迎えて、御本「1分やせストレッチ」をテキストにして、誰でも出来る簡単ストレッチなどを紹介していただきました。



また、ゲストとして龍野税務署長・総務課長様に参加していただき、皆さんで久しぶりに汗を流すくらいのストレッチで、身も心も健康を！！目指しました。その後は、総務課長さんに税金クイズを出題して頂き、難しい難問??に頭をひねり、皆で相談しながら頭のストレッチも十分に出来て楽しいひと時を過ごしました。

## 記帳説明会 開催

10月25日・27日それぞれたつの市福祉会館と山崎文化会館にて、記帳説明会を開催しました。

たつの市は税理士の三宅先生を、また宍粟市は木村先生を講師に迎えて、新規開業された方々等を対象にした記帳についての説明をしていただきました。会場には、脱サラされた事業主さん達や若い事業主さんもたくさん見えて、アフターコロナの新しい時代の流れを感じました。



納税協会法人会員の皆様  
自主点検シートを活用しましょう

納税協会では、自社の文書管理や経理の質の向上、ひいては税務リスクの軽減につながることから企業における内部統制面と経理面に関する「自主点検チェックシート」の活用を推進しております。

税務申告の際には「法人事業概況説明書」に次のことを記載しましょう。

- 自主点検チェックシートを作成していること（15欄の「帳簿類の備付状況」の欄に記入）
- 龍野納税協会に加入していること（17欄の「加入組合等の状況」の欄に記入）

### ● 記入例 (表)

### (裏)

帳簿書類の名称	
15	自主点検チェックシート

17 加入組合等の状況	公益社団法人龍野納税協会会員			
	(役職名) 公益社団法人龍野納税協会 ※			
	(役職名)			
	営業時間	開店 時	閉店 時	
定休日	毎週 (毎月)	曜日 ( 日)		

※理事、監事、代議員  
青年部会役員、法人部会役員、専門委員等

明 る い 社 会 に い き る 税

納税協会からのお知らせ

納税協会推奨ソフト 好評発売中

納税協会では、税に関する次のような商品をお取り扱いしております。ソフトには、納税協会会員様専用サポートなど色々な特典をご用意しております。お気軽におたずねください。



会計王 22		みんなの青色申告 22		給料王 22	
定 価	44,000 円(税込)	定 価	10,780 円(税込)	定 価	44,000 円(税込)
会員特価	30,800 円(税込)	会員特価	7,590 円(税込)	会員特価	30,800 円(税込)
会 員 外	33,000 円(税込)	会 員 外	8,250 円(税込)	会 員 外	33,000 円(税込)

税務関係図書

◎新・くらしの税金百科 2023▶2024

身近な税情報をマンガと図解で見やすくわかりやすく解説した、みんなの税金入門書です。是非お手元に！

好評発売中！

定 価 1,980 円(税込)  
 会員特価 1,540 円(税込)



◎わたしは税金

人のライフサイクルの中で、税金がどのように関わるかを子どもの成長過程や日常生活の様々な出来事を通じて解説。所得税、消費税、贈与税、相続税など、個人に関わる税金を網羅し、わかりやすく説明。

定価 2,860 円(税込)  
 会員様は一割引きです！

老後の備えに、国民年金基金のご案内

自営業・フリーランスなど  
 国民年金第1号被保険者の方の  
 上乘せ年金が国民年金基金です。

◆お勧めしたい理由は、...

終身年金。だから一生お受取りで安心老後！  
 掛金は全額所得控除の対象で税金がおトク！



第1号被保険者 (自営業・フリーランスなど)



第2号被保険者 (会社員)

公益社団法人龍野納税協会は、国民年金基金の加入希望者に関する紹介業務を行っています。資料請求・お問合せ時には、まず、龍野納税協会事務局にご連絡ください。

全国国民年金基金近畿支部

〒541-0044

大阪市中央区伏見町 3-3-8 淀屋橋 KAKEN ビル 2 階



アフラックは、2018年より「納税協会福祉制度」を受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。  
 お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。  
 アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

〈引受保険会社〉



アフラック 姫路支社

納税協会用フリーダイヤル ☎0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。



# クリーンな納税で明るい街づくりを

## 納税協会からのお知らせ

納税協会ホームページに2つの会員サービス  
ご利用ください！ [www.nouzeikyokai.or.jp](http://www.nouzeikyokai.or.jp)

### その ① 会員検索サービス (ホームページリンク集)

納税協会の会員企業を自己PR付きで紹介しています。協会別、地域別表示はもちろん、自由語検索機能で特定の商品やサービスを扱う会員を探することができます。もちろん各社のホームページへリンクしています。納税協会ホームページの「会員検索サービス」からお入りください。

#### 会員の皆様

「会員検索サービス (ホームページリンク集)」にあなたもご登録ください。

登録方法は

1. まず、[www.nouzeikyokai.or.jp/touroku/](http://www.nouzeikyokai.or.jp/touroku/) にアクセス
2. 登録フォームに必要情報を直接入力

**リンク完了** リンク集への掲載は、ご所属の納税協会が会員確認をさせていただきます。いただいた後になりますので1週間程度かかります。ご了承ください。

### その ② 会員だけの特典！ 「会員専用サポートサービス」

会員のみなさまに、必ず役立つビジネスレポートや健康プログラムを無料でお届けします。納税協会ホームページの「会員専用サポートサービス」からお入りください。

はじめて利用されるときは、「はじめてご利用の方」よりサービス登録番号 [100200] を入力して、登録画面で必要事項を入力ください。

#### サービス内容

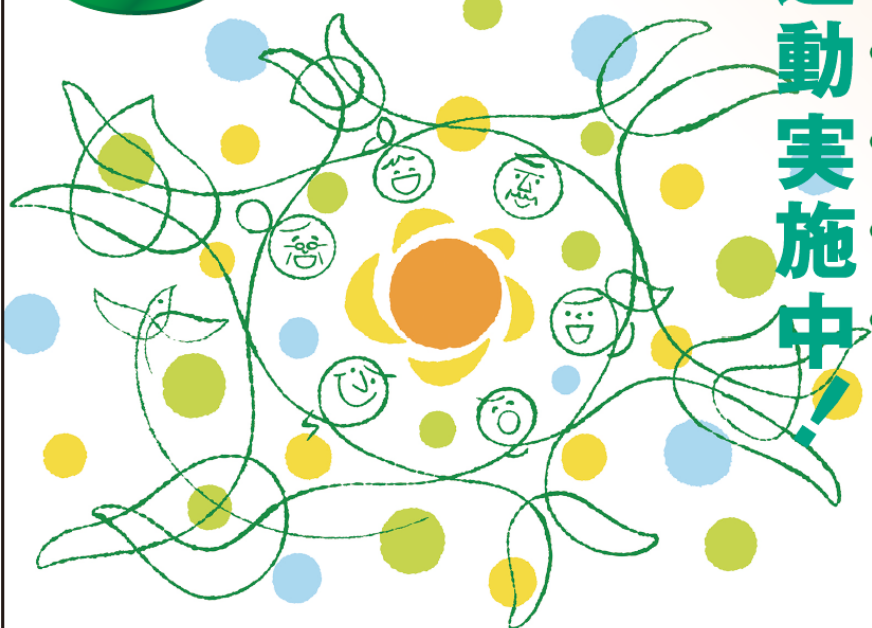
##### ・ビジネスレポート

経営や財務、税務、生活、趣味など幅広いジャンルの「ヒント」を、1,000種類用意し、企業経営者のみなさまに提供します。



**納税協会メールマガジン 好評配信中！ (無料)・・・**納税協会では、会員の皆様に役立つ情報と税のトピックスなどをお届けする「納税協会メールマガジン」を毎月1回月初に配信しています。お申込は簡単。納税協会ホームページトップ「メールマガジン配信希望」をクリックし、登録フォームに所要事項を入力して送信又は、件名を「メールマガジン配信希望」として納税協会までメールしてください。

納税協会の経営者大型総合保障制度  
**広げよう  
納税協会の輪**



# 広げよう 納税協会の輪 運動実施中！

経営者大型総合保障制度の  
ご加入企業の拡大に向けて

**DAIDO** 大同生命保険株式会社  
姫路支社/  
兵庫県姫路市豊沢町135(姫路大同生命ビル4F)  
TEL 079-282-2515

**AIG** AIG損害保険株式会社  
姫路支店/  
兵庫県姫路市豊沢町135(姫路大同生命ビル3F)  
TEL 079-285-4731